

県北広域振興局長告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年7月28日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安家玉川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡野田村大字玉川第2地割字日当山63番177地先から 字濱山62番87地先まで	新	A 14.7～6.0 m	m 1,168.0
九戸郡野田村大字玉川第2地割字日当山63番177地先から 字日影山64番15地先まで		B 28.0～8.8	1,300.0
九戸郡野田村大字玉川第2地割字日当山63番177地先から 字濱山62番87地先まで	旧	A 14.7～6.0	1,168.0
九戸郡野田村大字玉川第2地割字日当山63番177地先から 字日影山64番15地先まで		B 28.0～8.8	1,300.0
九戸郡野田村大字玉川第2地割字下安家20番12地先から字 日影山64番5地先まで		C 18.9～6.1	620.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部
- (2) 期間 平成29年7月28日から同年8月28日まで